千葉市公告第７１０号

令和７年９月２８日に執行する千葉都市計画事業寒川第一土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令（昭和３０年政令第４７号）第２１条第３項の規定に基づく異議の申出が無かったので確定し、同令第２２条第４項の規定に基づくこの選挙において選挙すべき委員の数を次のとおり定めたので、同令第２２条第１項及び第４項の規定により公告します。

令和７年９月５日

千葉市長　神　谷　俊　一

記

１　宅地の所有者が選挙すべき委員の数　　７人

２　宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数　　１人